付録（第四十三条関係）

（A×P／1000）×1.01$^{t/12}$＋B

備考

一　A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　別表の規定により各月数により定まる金額

P　退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t　退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあった日の属する月までの月数

B　第四十三条第二項に規定する月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあった日に当該被共済者が退職したものとみなした場合における中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロの規定により支払われる金額

二　（A×P／1000）×1.01$^{t/12}$に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第九条第五項の政令で定める年齢等を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第七十五号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第九条第五項の政令で定める年齢等を定める政令

内閣は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第九条第五項、同項において読み替えて準用する同法附則第八条第三項及び同法附則第九条第六項において準用する同条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十六年四月一日における号俸の調整に係る年齢等）

第一条　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下「給与改定法」という。）附則第九条第五項の政令で定める年齢は、四十五歳とする。

2　給与改定法附則第九条第五項において読み替えて準用する給与改定法附則第八条第三項の調整の必要があるものとして政令で定める防衛省の職員及び特に調整の必要があるものとして政令で定める防衛省の職員については、一般職に属する国家公務員の例による。

（最高号俸を超える俸給月額を受ける医師又は歯科医師である自衛官についての加算額）

第二条　給与改定法附則第九条第六項において準用する同条第二項の政令で定める額は、同条第六項に規定する医師又は歯科医師である自衛官の属する階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の㈡欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に相当する額とする。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第十八号

貸金業法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、貸金業法施行規則及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

貸金業法施行規則及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の三を第一条の二の四とし、第一条の二の二を第一条の二の三とし、第一条の二を第一条の二の二とし、第一条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（同一の会社等の集団に属する会社等への貸付け及び経営を共同で支配する会社等への貸付け）

第一条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号。以下「令」という。）第一条の二第六号に規定する他の会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして内閣府令で定めるものは、同号ロに掲げる他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の総株主又は総出資者の同意に基づくものとする。

2　令第一条の二第六号イに規定する内閣府令で定めるものは、会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等（組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）である場合にあっては、その総組合員又は総構成員が法人（外国の法令に準拠して設立された法人を含む。）であるものに限る。）とする。

3　前項の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この条において同じ。）。

一　他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等（会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ　その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　他の会社等の議決権の総数に対する次に掲げる議決権の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己の計算において所有している議決権

(2)　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3)　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権